

議案第 10 号

福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和3年7月29日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 二 場 公 人

理由

情報公開・個人情報保護審査会条例第3条に規定されている情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務については、情報公開条例及び個人情報保護条例においても規定されていることから、当該規定を明確にするため、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第4号を次のように改める。

（3） 前2号に掲げるもののほか、情報公開条例第7条第1項第1号オ及び第22条第2項並びに個人情報保護条例第4条第2項第7号、同条第4項及び第8条第2号の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（4） 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例 新旧対照表

新	旧
(所掌事務) 第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 略 (3) <u>前2号に掲げるもののほか、情報公開条例第7条第1項第1号オ及び第22条第2項並びに個人情報保護条例第4条第2項第7号、同条第4項及び第8条第2号の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u> (4) <u>情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。</u> (5) 略	(所掌事務) 第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 略 (3) <u>情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。</u> (4) <u>前2号に掲げるもののほか、個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u> (5) 略